

中野区テニス協議会 クラブチーム規程

クラブチームについては以下の基準を満たし、約束を遵守してください。

- (1) メンバーは18歳以上の男女各3人以上で構成し、合計人数は12人以下とする。
男女比は均等である必要はない。
- (2) メンバーの1/2以上は中野区在住・在勤とする。
- (3) 代表者を一人設定し、代表者は協議会の運営委員となる。
- (4) 代表者は中野区在住・在勤の者が務める。
- (5) メンバーの氏名・住所・当該年度12月31日時点の年齢が55歳以上であるかどうかを別途エクセルファイルで前年度2月28日までに提出する。協議会側では身分証などの確認は行わないでの、代表者が責任をもって確認をすること。もし、申告に虚偽があった場合には、該当者と代表者は協議会から通知された日から1年間の登録取り消し処分となる。
- (6) メンバーは年度内であってもメンバー追加・変更が可能なものとする。
- (7) 年会費として1,600円/人（実際の会費は2,640円/人だが、1,040円/人を協議会が負担）をクラブ単位で前年度2月28日までに以下の口座に振込む。

みずほ銀行 沼袋支店（店番号170） 口座番号1769364

新日本スポーツ連盟中野区連盟テニス協議会

なお、途中退会の場合も途中入会の場合も1年分を納める。

- (8) 3月下旬～4月上旬に開催予定の総会に、代表者が出席する。代表者が出席できないときには、チームメンバーの中で代理人が出席する。メンバーが誰も出席できない場合、チーム登録は抹消し、年会費を返却する。
- (9) 登録チームごとに、年度内に一度は大会運営を担当する。
- (10) 同じチーム名での登録は以下のように行う。
 - 1) チーム名を「○○○1」「○○○2」とする。
 - 2) それぞれに代表者を設定する。
 - 3) 団体戦におけるチーム内のトレードは、大会の1ヶ月前までに申請する。
- (11) 団体戦におけるメンバー不足が発生した際、他チームと合同でエントリーすることを認める。ただし、例えば、チームAが単独でエントリーできるのにチームBともチームCとも合同でチームを作る〔チームA 女子3人+チームB 男子3人、チームA 男子3人+チームC 女子3人など〕ことは認めない。
- (12) チーム登録数は最大15チームとする。
- (13) チームおよびチームメンバーは以下の特典を受けることができる。
 - 1) 年2回の団体戦（もえぎ大会と春季交流会）への参加。
 - 2) 個人戦への優先参加。登録メンバーどうしのペアが最優先。
 - 3) 大会・イベント参加費の優遇。